

序 章

中間見直しにあたって

中間見直しにあたって

1 中間見直しの趣旨

米子市環境基本計画は、環境の保全及び創造に関する基本的施策を総合的かつ計画的に推進するために制定した「米子市環境基本条例」第8条の規定に基づき、「自然の恵みに感謝し、ともに歩みつづけるまち」の実現を目指して、平成24年3月に策定しました。

この計画の期間は、平成23年度（2011年度）から平成32年度（2020年度）までの10年間とし、着実に施策を進めるため、数値目標の多くは平成27年度（2015年度）までの中間目標値を設定しておりましたので、最終年度の数値目標について、中間見直しで再設定するとともに、本市の環境を巡る状況などの変化に合わせて現行計画の見直しを行うものです。

2 見直しの基本的な考え方

計画の中間見直しであることから、骨格である「目指すべき環境像」や「基本目標」などについては、原則変更しないこととし、これまでの施策の進捗状況の検証結果、市民ニーズの変化、並びに関係法令及び社会情勢の変化などを踏まえて、「推進する施策」、「数値目標」などを見直しました。

3 本市を取り巻く社会・環境状況の変化

近年、地球温暖化問題の重要性が増しており、2015年12月には気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において、京都議定書に代わる2020年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組みを定めた「パリ協定」が採択されました。その中で、日本は2030年度に2013年度比26.0%削減という目標を掲げており、今後本市も再生可能エネルギーの推進など、一層の温室効果ガス削減に向けた取組が求められることとなります。

その他にも、大陸由来の微小粒子状物質（PM2.5）による大気汚染や中海の水質改善などの自然環境保全等に係る問題、ごみの減量化と小型家電などの資源リサイクルの推進といった循環型社会への転換など、本市が取り組むべき環境問題は、計画策定時よりさらに増大しています。

そうした中、少子高齢化や人口減少といった将来の社会変化にも対応し、環境問題も含めた持続可能なまちづくりを推進する、本市の最も上位に位置づけられる「第3次米子市総合計画」が平成28年3月に策定されました。

4 「施策の柱」及び「推進する施策」の見直し概要

「施策の柱」と「推進する施策（大項目）」について、見直しに係る観点・理由等について説明します。また、見直し前と見直し後を比較するため、一覧表で示しています。

■基本目標1 地球環境に配慮した循環型のまちづくり（循環）

地球温暖化対策は近年最も重要視される地球規模の環境問題の一つです。また廃棄物の適正処理については、私たちの普段の生活に密接に関わる市民の関心が高い環境問題であり、引き続き本基本目標の達成に向けた施策を実施する必要があります。

そんな中、国の第4次環境基本計画では、持続可能な社会を構築する上で統合的に達成する分野として、「低炭素」・「循環」・「自然共生」があげられ、平成28年3月に策定した米子市のまちづくりの最上位計画である「第3次米子市総合計画」においても、「低炭素」と「循環」は環境に関する施策のキーワードとしていることから、本計画の施策はこれと整合させることとします。

また、オゾン層保護の観点の施策としていたフロン類¹対策については、特定フロン²（CFC, HCFC）と代替フロン³（HFC, PFC）を併せて取り組む施策に変更します。

見直し前	見直し後
(1)地球温暖化防止対策の推進 1 温室効果ガス排出量の抑制 2 再生可能エネルギーの導入 3 省エネ型交通システムの推進 4 オゾン層の保護	(1)低炭素社会づくりの推進<<変更>> 1 温室効果ガス排出量の抑制 2 再生可能エネルギーの導入 3 省エネ型交通システムの推進 4 フロン類対策の推進<<変更>>
(2)廃棄物の減量化とリサイクルの推進 1 4Rの推進 2 廃棄物の適正処理 3 環境にやさしい商品の利用	(2)循環型社会づくりの推進<<変更>> 1 4Rの推進 2 廃棄物の適正処理 3 環境にやさしい商品の利用

■基本目標2 健康で安心して暮らせるまちづくり（安心）

本市は自然豊かな環境に恵まれおり、空気や水のきれいさなどに対する市民の満足

¹ フロン類…フルオロカーボン（フッ素と炭素の化合物）の総称であり、フロン排出抑制法では、CFC（クロロフルオロカーボン）・HCFC（ハイドロクロロフルオロカーボン）・HFC（ハイドロフルオロカーボン）・PFC（パーフルオロカーボン）を「フロン類」としている。

² 特定フロン…CFC、HCFCのうち「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」（通称「オゾン層保護法」）に規定する特定物質のこと。オゾン層の破壊効果が大きい。

³ 代替フロン…「地球温暖化対策の推進に関する法律」において温室効果ガスとして掲げられているHFC、PFCのこと。オゾン層の破壊効果はないが、二酸化炭素の数百倍～数万倍の温室効果があり、地球温暖化の原因となる。

度は比較的高い状況ではありますが、大気環境では光化学オキシダントや浮遊粒子状物質、また水環境においては中海の水質項目の多くで環境基準未達成となるなど、対策が十分な状況とは言えません。今後も、県や近隣自治体及び住民団体等とも連携しながら、環境負荷の低減策や環境監視等の施策等を引き続き実施することが必要であることから、現在の施策の柱・推進する施策を継続します。

見直し前	見直し後
(1)大気・水環境の保全 1 大気汚染防止対策の推進 2 生活排水の適正処理 3 事業活動における水環境の保全 4 水源の保全	(1)大気・水環境の保全 1 大気汚染防止対策の推進 2 生活排水の適正処理 3 事業活動における水環境の保全 4 水源の保全
(2)騒音・振動・悪臭・汚染物質などの対策の推進 1 騒音・振動・悪臭の防止 2 汚染物質などの適正処理 3 新たな環境問題への対応	(2)騒音・振動・悪臭・汚染物質などの対策の推進 1 騒音・振動・悪臭の防止 2 汚染物質などの適正処理 3 新たな環境問題への対応
(3)放射線量の監視 1 放射線量のモニタリング、情報提供	(3)放射線量の監視 1 放射線量のモニタリング、情報提供

■基本目標3 豊かな自然と調和したまちづくり（共生）

森林・農地などについては、水源のかん養、野生動植物の生息地・育成地等だけでなく、人と自然のふれあいの場等としても重要な役割を果たしており、地産地消の取り組みも含めて、現在の施策を継続しますが、湿地に関連する施策については、「第3次米子市総合計画」にも掲げるラムサール条約登録湿地・中海についての施策であることを明確にするため名称を変更します。

また、生物多様性の取り組みについては、生物多様性の確保にその前提となる自然環境の保全も含まれることから語句を整理します。

見直し前	見直し後
(1)森林・農地・湿地などの適切な利用 1 森林の保全 2 農地の保全と活用 3 環境に配慮した漁業の推進 4 食物の地産地消の推進 5 自然豊かな水辺のあるまちづくり	(1)森林・農地・湿地などの適切な利用 1 森林の保全 2 農地の保全と活用 3 環境に配慮した漁業の推進 4 食物の地産地消の推進 5 <u>中海の湿地環境の保全・再生と賢明な利用</u> 《変更》
(2)多様な自然環境の保全と生物多様性の確保 1 野生動植物の保護 2 生態系を守る取り組み 3 特定外来生物対策	(2) <u>生物多様性の確保</u> 《変更》 1 野生動植物の保護 2 生態系を守る取り組み 3 特定外来生物対策

■基本目標4 環境資源を活かしたまちづくり（快適）

本基本目標については、米子市緑の基本計画や米子市景観計画等の各種計画にも位置づけられている施策が多くあり、基本的に現在の施策を引き続き推進するため施策の柱は変更しませんが、アンケートで満足度が最も低く、最も解決(改善)しておきたい環境である「ごみ出し・ポイ捨てなどのマナー」などの環境美化に関する施策については、まちなみ景観の保全の中で取り組んでいましたが、より明確に施策を推進するため、新たな施策として追加します。

見直し前	見直し後
(1)自然環境と調和した生活環境の創造 1 緑あるれるまちづくり（身近な緑） 2 適正な土地利用の推進	(1)自然環境と調和した生活環境の創造 1 緑あるれるまちづくり（身近な緑） 2 適正な土地利用の推進
(2)地域の特性を活かした景観づくり 1 自然・歴史的景観の保全と活用 2 まちなみ景観の保全	(2)地域の特性を活かした景観づくり 1 自然・歴史的景観の保全と活用 2 まちなみ景観の保全 3 環境美化の推進<<追加>>

■基本目標5 みんなが環境を考えるまちづくり（協働）

本市の環境学習の拠点である米子水鳥公園を中心として、環境学習の推進を図るとともに環境イベントや環境保全活動への参加などを通じて市民の環境問題への関心が高まるよう施策を実施していきます。また、中海問題等の市単独では解決できない問題も多いことから、県や周辺自治体と引き続き連携して問題の解決を図ります。

見直し前	見直し後
(1)環境学習の推進 1 環境情報の提供と共有 2 あらゆる世代の環境学習の推進	(1)環境学習の推進 1 あらゆる世代の環境学習の推進<<順番変更>> 2 <u>市民、事業者などへの環境意識の普及啓発<<変更>></u>
(2)自主的な活動の推進 1 参加と協働のまちづくり 2 広域的な連携	(2)自主的な活動の推進 1 参加と協働のまちづくり 2 広域的な連携

5 数値目標の再設定及び見直しによる整理(追加・削除)について

平成27年度（2015年度）までの中間目標値を設定していた数値目標については、中間における目標の達成状況及び環境を巡る状況並びに「第3次米子市総合計画」との整合性をふまえ、原則的には現状値を基準値として、最終年度（平成32年度）の目標値を再設定しました。

また、一部項目については、見直しにより内容の変更、項目の削除・追加を行いました。

設 定 項 目	見直し概要	該当頁
市内全域から排出する二酸化炭素（CO2）の排出量	目標値再設定 （国の基準を準用）	28
市有施設から排出する二酸化炭素（CO2）の排出量	目標値再設定 （一部内容変更）	29
市内全域の太陽光発電システムの需給最大電力ワット数	目標値再設定	29
1人1日あたりのごみ排出量	目標値再設定	35
ごみのリサイクル率	目標値再設定	36
ごみの最終処分率	追加	36
市役所におけるグリーン購入実績	目標値再設定	37
空気のきれいさに対する満足度	目標値再設定	40
大気の汚染に係る環境基準の達成状況	目標値再設定	41
水のきれいさに対する満足度	目標値再設定	42
汚水処理人口普及率	目標値再設定	43
水洗化戸数率（公共下水道事業）	目標値再設定 （項目修正）	43
浄化槽の法定検査受検率	追加	43
美保湾水質（A類型海域）	目標値再設定	44
日野川水質（AA,A類型河川）	目標値再設定	44
中海水質（A類型湖沼）	目標値再設定	44
米子水鳥公園ネイチャーセンター入館者数	追加	52
環境美化推進区域の指定又は区域拡大	削除	59
市内一斉清掃の延べ参加人数	削除	59
環境学習で米子水鳥公園を利用した市内小学生の人数	追加	61